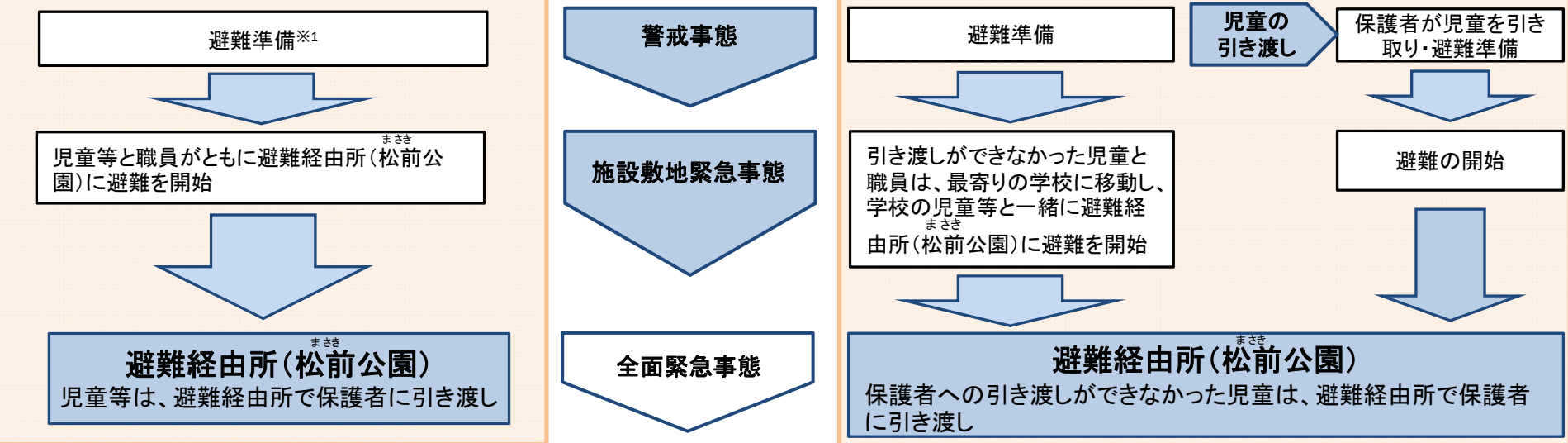


(ケース2) 瀬戸地域の学校・保育所の陸路避難

- 瀬戸地域の3つの小中学校の児童等(約100人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経路所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- 瀬戸地域の3つの保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経路所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつくえ)小学校	33人	12人	45人
大久(おおく)小学校	32人	7人	39人
瀬戸(せと)中学校	38人	12人	50人
合計(3施設)	103人	31人	134人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつくえ)保育所	13人	8人	21人
川之浜(かわのはま)保育所	7人	5人	12人
大久(おおく)保育所	11人	4人	15人
合計(3施設)	31人	17人	48人



※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

(ケース2) 三崎地域の学校・保育所の海路避難

- 三崎地域の3つの小中学校及び高等学校の児童等(約210人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 三崎地域の保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 船舶の準備が整い次第、三崎港に移動し、海路及び陸路により避難経路所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三崎(みさき)小学校	51人	14人	65人
三崎(みさき)中学校	42人	14人	56人
三崎(みさき)高等学校	119人	26人	145人
合計(3施設)	212人	54人	266人

避難準備※1

児童等と職員がともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経路所(松前公園)
児童等は、避難経路所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三崎(みさき)保育所	33人	9人	42人
合計(1施設)	33人	9人	42人

避難準備

児童の引き渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動。

一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経路所(松前公園)
保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経路所で保護者に引き渡し

※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。
 ※2: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

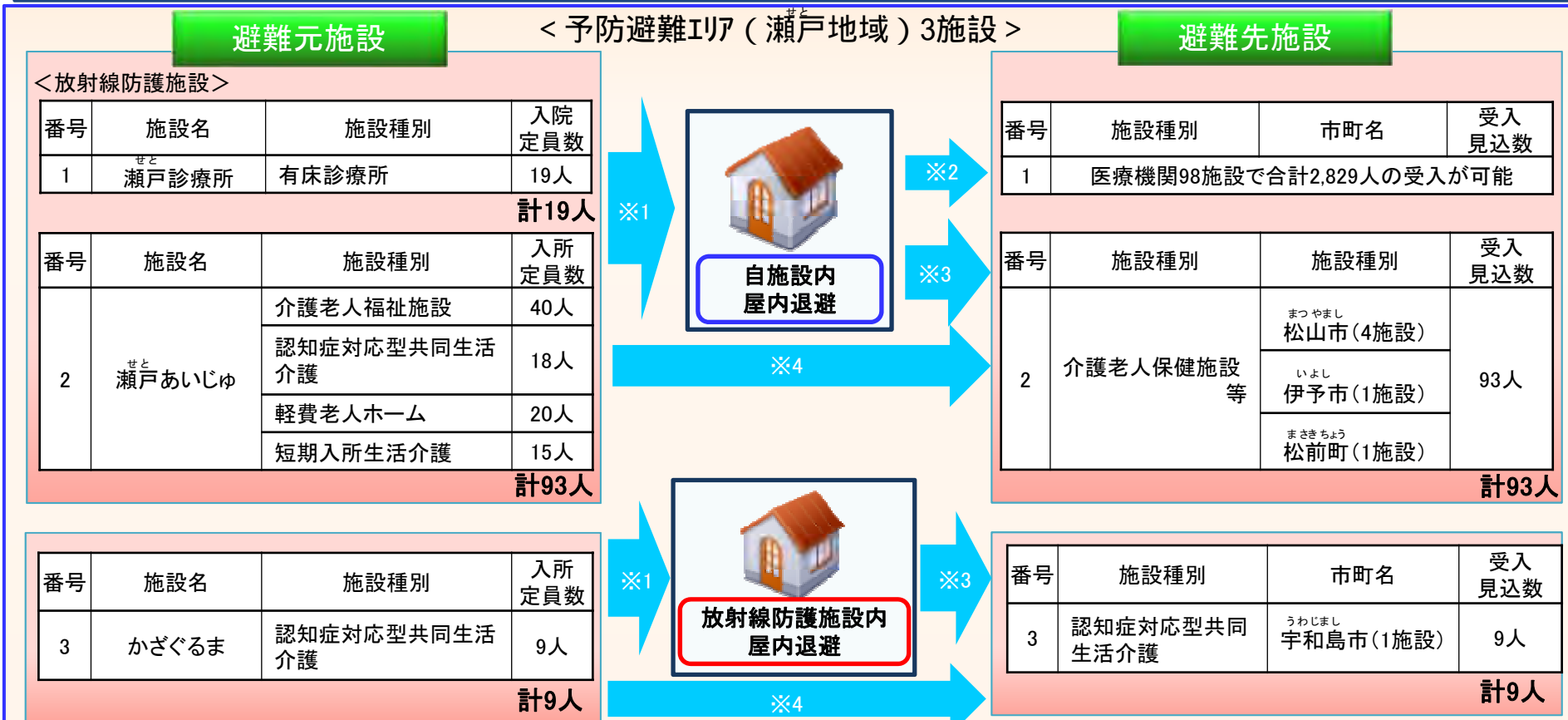
(ケース2) 学校・保育所の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の学校及び保育所(引き渡しができなかった児童)の児童等については、施設敷地緊急事態において、陸路により避難経由所(松前公園)に移動し、保護者への引き渡しを実施。
- 三崎地域の学校及び保育所(引き渡しができなかった児童)の児童等については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動し、保護者への引き渡しを実施。



(ケース2) 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設の陸路避難

- ▶ 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設(3施設約121人)について、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- ▶ 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。



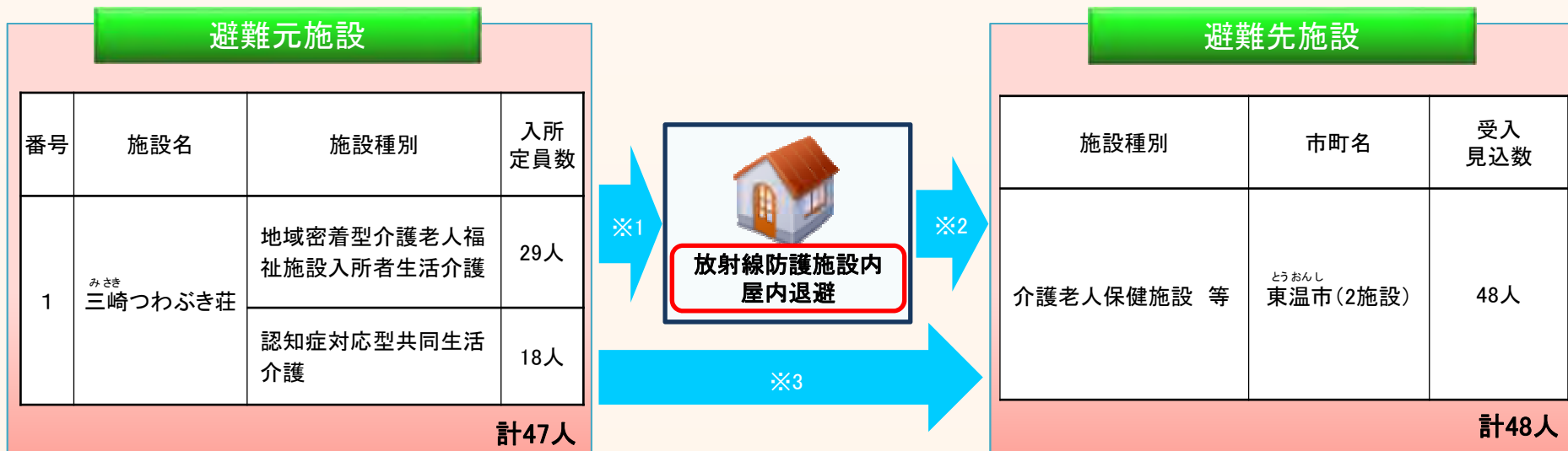
※1 輸送等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避
 ※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整し、避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※4 健康リスクが高まらない者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

(ケース2) 三崎地域の社会福祉施設の海路避難

- 三崎地域の社会福祉施設(1施設約50人)について、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

< 予防避難エリア (三崎地域) 1施設 >



※1 船舶を含む輸送手段等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避

※2 避難準備完了後、三崎港に移動のうえ、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※3 健康リスクが高まらない者等は、船舶を含む輸送手段等の避難準備完了後、三崎港に移動のうえ、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難

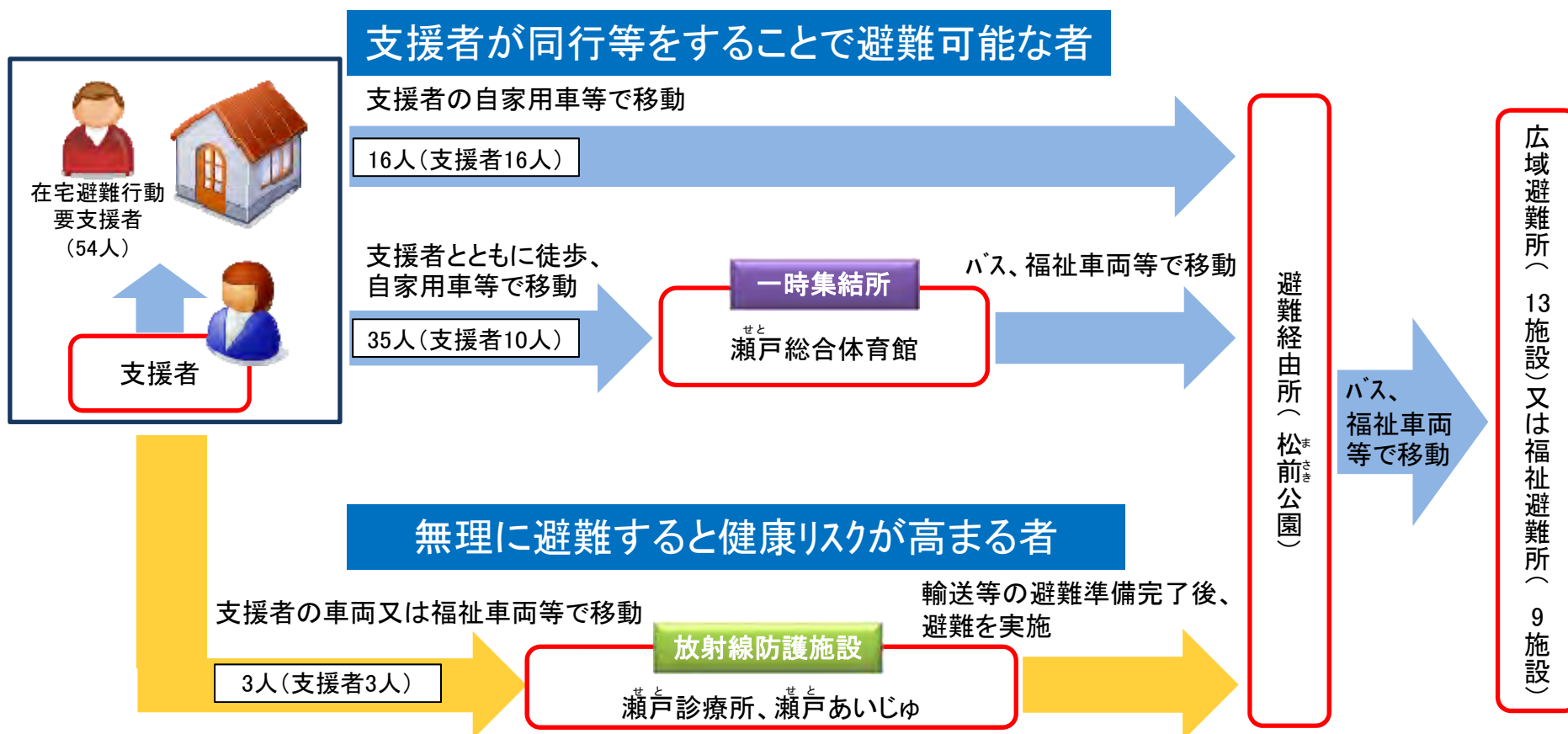
(ケース2) 医療機関及び社会福祉施設の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、陸路によりあらかじめ定められた避難先施設に避難を実施。医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 三崎地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路によりあらかじめ定められた愛媛県内の避難先施設に避難を実施。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設もしくは近隣施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。



(ケース2) 瀬戸地域の在宅の避難行動要支援者の陸路避難

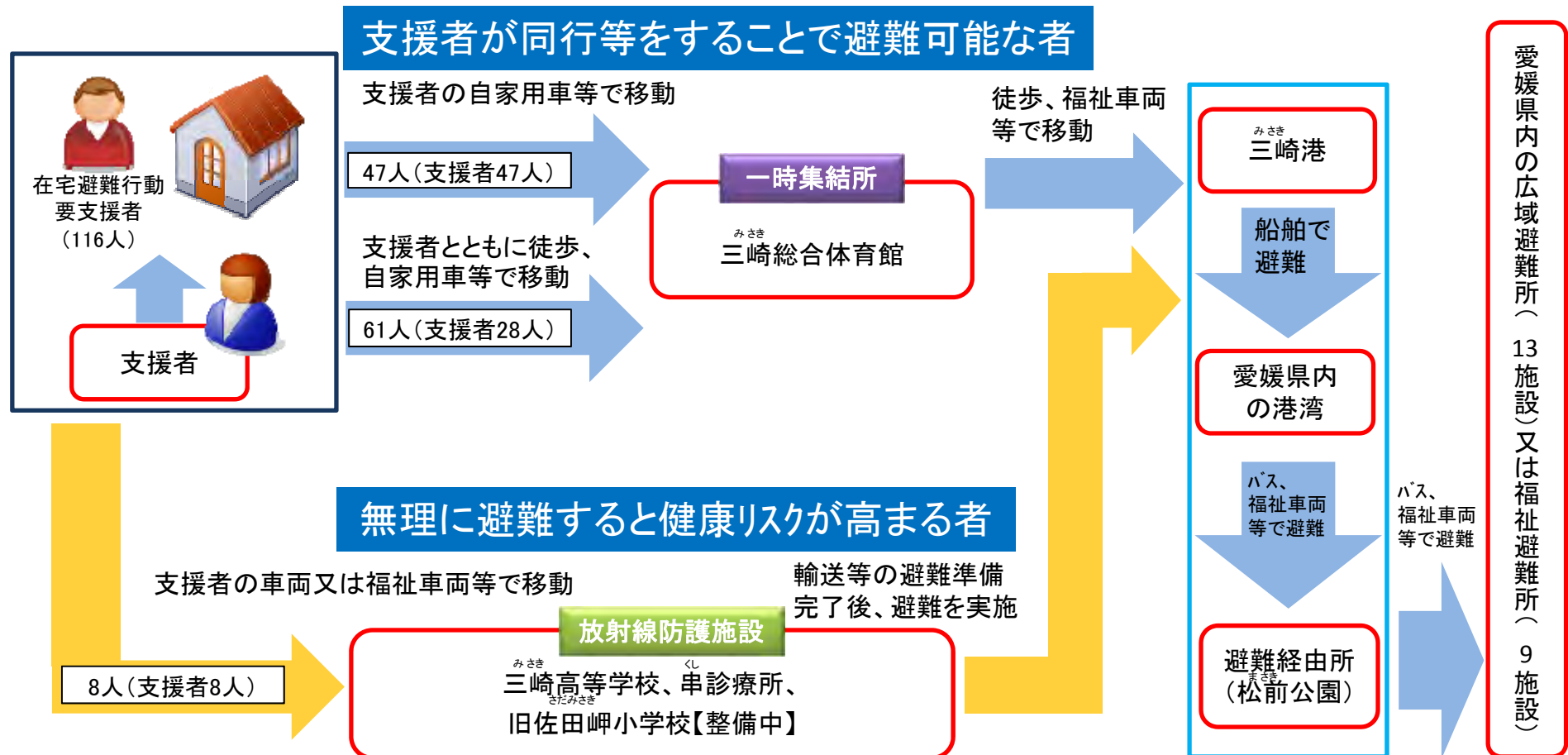
- 瀬戸地域の在宅の避難行動要支援者の54人うち、29人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

(ケース2) 三崎地域の在宅の避難行動要支援者の海路避難

- 三崎地域の在宅の避難行動要支援者の116人うち、83人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で一時集結所(三崎総合体育館)へ移動。
- 船舶の準備ができ次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内の避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

(ケース2) 在宅の避難行動要支援者の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域における在宅の避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態において、陸路により自家用車、バス、福祉車両等により避難経由所(松前公園)へ移動。
- 三崎地域の在宅の避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



(ケース2) 瀬戸地域において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で瀬戸地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約360人について、バス10台、福祉車両17台(ストレッチャー仕様7台、車椅子仕様10台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1,2			備考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難(6箇所)	182人 (児童等134人+職員48人)	5台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P60】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難(3箇所)	130人 (入所者83人+職員47人)	4台 (入所者61人+職員31人)	5台 (入所者6人+職員6人)	8台 (入所者16人+職員10人)	【ストレッチャー仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1名乗り、車椅子1名:1台) ○四電車両(ストレッチャー2名乗り、車椅子1名:2台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8名乗り:1台、4名乗り:1台、2名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	45人 (要支援者35人+支援者10人)	1台 (要支援者27人+支援者7人)	1台 (要支援者2人+支援者0人)	2台 (要支援者6人+支援者3人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名:1台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	6人 (要支援者3人+支援者3人)	0台	1台 (要支援者3人+支援者3人)	0台	近傍の放射線防護施設に、四電福祉車両1台(ストレッチャー2人乗り)でヒストン輸送を想定【資料P66】 瀬戸(せと)地域:2往復(要支援者3人)
合計	363人	10台	7台	10台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算
 ※3 バスは、佐田岬(さだみさき)半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定
 ※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由にえられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算
 ※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算
 ※6 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

(ケース2) 瀬戸地域における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、医療機関、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数		10台	7台	10台	
(B)確保車両台数		計20台以上	計7台	計10台	
確保先	伊方町	—	—	3台	【車椅子仕様】 ○1台(1台当たり:車椅子8名、その他2名乗り) ○1台(1台当たり:車椅子4名、その他18名乗り) ○1台(1台当たり:車椅子2名、その他22名乗り)
	学校、医療機関、社会福祉施設	14台	3台	3台	【バス等】バス:5~47名乗り、乗用車:4~10名乗り 【ストレッチャー仕様】 ○2台(1台当たり:ストレッチャー1名、その他3名) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】(両方に換算) ○1台(ストレッチャー1名、車椅子1名、その他8名乗り) 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子1名、その他3名)
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	6台以上	—	—	バス1台当たりの想定乗車人数:46名乗り 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	四国電力	—	4台	4台	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由にえられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①:<ストレッチャー2名、車椅子1名、その他4名乗り> パターン②:<車椅子6名、その他3名乗り> 【配備台数】 4台(瀬戸地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請